

平成14年 6月27日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

沖電気工業株式会社

取締役社長 篠塚勝正

第78回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第78回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議
されましたのでご通知申し上げます。 敬具

記

報告事項 第78期（平成13年4月1日から平成14年3月31日まで）営業報告書、
貸借対照表および損益計算書報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第78期（平成13年4月1日から平成14年3月31日まで）損失処理案
承認の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。
株主のみなさまには誠に申し訳なく存じますが、当期の配当金につきま
しては、無配とさせていただきます。

第2号議案 定款一部変更の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。
変更の理由および内容は次のとおりであります。
「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）が平成13
年10月1日に、また「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第
128号）が平成14年4月1日に施行されたことに伴う変更および一部文言
の整理を行ないました。
なお、詳細は以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

変更前	変更後
<p>第6条 (1株の金額および1単位の株式の数)</p> <p>当社が発行する額面株式の1株の金額は、50円とする。</p> <p>当社の1単位の株式の数は、1,000株とする。</p>	<p>第6条 (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>
<p>第9条 (株式の取扱)</p> <p>株式の名義書換、質権登録、信託表示、株券の再交付、<u>単元未満株式</u>の買取りその他株式に関する取扱いおよびその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>	<p>第9条 (株式の取扱)</p> <p>株式の名義書換、質権登録、信託表示、株券の再交付、<u>単元未満株式</u>の買取りその他株式に関する取扱いおよびその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>
<p>第10条 (基準日)</p> <p>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</p>	<p>第10条 (基準日)</p> <p>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>その他、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</p>
<p>第11条 (取締役会決議による自己株式の取得)</p> <p>当社は、平成10年6月26日後、取締役会の決議をもって、6,000万株を限度として、利益による消却のために自己株式を買い受けることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第12条 (取締役または使用人に対する新株引受権の付与)</p> <p>当社は、取締役または使用人に商法第280条ノ19の規定による新株の引受権を与えることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第13条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第16条 (条文省略)</p>

変更前	変更後
<p>第19条（選任） 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、議決権ある株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>	<p>第17条（選任） 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>
<p>第20条～第26条（条文省略）</p>	<p>第18条～第24条（条文省略）</p>
<p>第27条（選任） 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、議決権ある株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第25条（選任） 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>第28条～第33条（条文省略）</p>	<p>第26条～第31条（条文省略）</p>
<p>第34条（利益配当金） 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払う。</p>	<p>第32条（利益配当金） 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p>
<p>第35条（中間配当） 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、中間配当（商法第293条の5に定める金銭の分配）をすることができる。</p>	<p>第33条（中間配当） 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当（商法第293条の5に定める金銭の分配）をすることができる。</p>
<p>第36条～第37条（条文省略）</p>	<p>第34条～第35条（条文省略）</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本件は、篠塚勝正、伊野昌義、畑 和徳、前田 裕、田中和男、村瀬忠男の6氏が選任され就任いたしました。

なお、本株主総会終了後における執行役員は、次のとおりであります。

CEO	篠塚 勝正	執行役員	杉本 晴重
執行役員副社長	前田 肇	執行役員	福村 圭一
専務執行役員	伊野 昌義	執行役員	松井 一成
常務執行役員	小西 博	執行役員	北林 宥憲
常務執行役員	畑 和徳	執行役員	川崎 秀一
常務執行役員	佐野 勝彦	執行役員	松下 政好
常務執行役員	前田 裕	執行役員	谷口 徹三
常務執行役員	田中 和男	執行役員	村岡 達郎
常務執行役員	村瀬 忠男	執行役員	服部 隆
常務執行役員	原 説秀	* 執行役員	山根 建夫
		* 執行役員	佐瀬 正敬
		* 執行役員	竹中 敬
		* 執行役員	浅井 裕

(注) 1. CEO : Chief Executive Officer

2. 印は、取締役であります。

3. *印は、平成14年4月1日で新たに就任した執行役員であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、鈴木一史氏が選任され就任いたしました。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、本総会終結の時をもって取締役を退任されました榊 靖夫、白石吉勝、稲川隆久の3氏に対し、在任中の功労に報いるため、定められた基準に基づき、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法などは、取締役会に一任することで承認可決されました。

第6号議案 ストック・オプションとして無償で新株予約権を発行する件

本件は、当社の業務執行にあたる取締役および執行役員に対し、ストック・オプションとして303個(1個当たりの株式は1,000株)の新株予約権を発行するものであり、原案のとおり承認可決されました。

以上